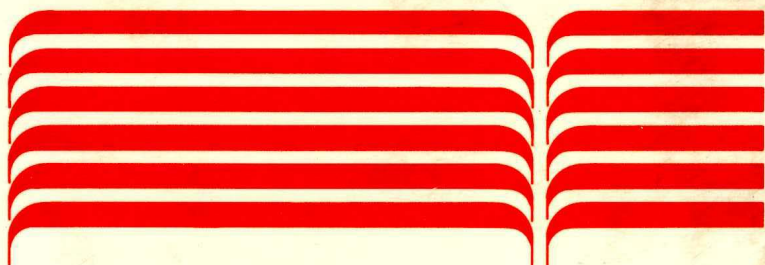


証券用語辞典

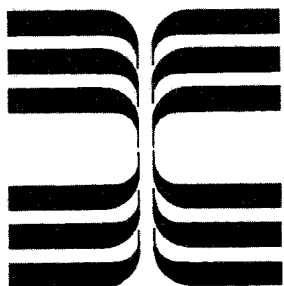


証券団体協議会 編

東洋経済新報社

証券用語辞典

証券団体協議会編



東洋経済新報社

証券用語辞典

定価 1800 円

昭和58年 2 月24日 発行

編者 証券団体協議会

発行者 高柳 弘

発行所 東京都中央区日本橋本石町 1 の 4 東洋経済新報社

郵便番号 103 電話03 (270) 4111 (大代表) 振替口座東京3-6518

© 1983 <換印省略> 著丁・乱丁本はお取替えいたします。
Printed in Japan

2533-0119-5214

は し が き

近年、わが国証券市場は、国際化の急速な進展、国債の大量発行と残高の急増、証券業務の機械化など、その環境が大きく変化してきました。他方、国民の金利選好が高まり、金融・証券両面において、国の内外を問わず、新規商品の開発が盛んで、金融資産の蓄積も多様化し、厚みを増してきました。

本書は、昭和47年に、証券市場を理解するための基礎的用語を、学生・投資家・証券関係者向けに解説することをねらいとして発刊され、商法改正などに伴い、昭和51年に改訂を行いました。その後随分版を重ねてまいりましたが、初めに述べたように、証券市場の実態が大きく変化しただけでなく、この数年間に商法、銀行法、証券取引法、外国為替管理法、あるいは株式上場審査基準など諸法制・規則が改正され、証券市場の枠組みにも大きな変革がもたらされました。

これを機会に、今回、全面的な洗い直しを行い、一段と内容を充実した新版を刊行する運びとなりました。

改訂の要点は、(1)分類項目を増やして見やすくしたこと、(2)金融・証券市場での新商品や新サービスの出現、再編成の進行、国債市場の多様化、国際化などに対応して、大幅に新規用語を採録したこと、(3)歴史的記述を最小限にとどめ、その用語をずばり説明するようにしたこと、などであります。

総計1700項目に及ぶ用語を、9つの大項目と2つの付随項目に体系化し、各大項目は50音方式で配列し、学習や実務に利用しやすく整理しました。

改訂にあたり御協力を賜りました執筆者の方々に深く感謝いたします。読者の方々が、本書により証券に関する知識を吸収されることを期待すると同時に、大方の御叱正をお願いする次第であります。

昭和58年1月

編者代表 証券団体協議会常任委員長

長谷川 正 名

執筆者一覧

編集委員 熊野剛雄
(50音順)

西條信弘

田中英一

野尻孝夫

長谷川正名

執筆者 石原文夫 (日興リサーチセンター経済調査部次長)
(50音順)

太田八十雄 (山一証券経済研究所証券調査部長)

熊野剛雄 (専修大学経営学部教授)

西條信弘 (証券団体協議会事務局長)

澤田精次 (野村総合研究所監査役)

下河原俊男 (勤業角丸経済研究所取締役)

竹中正明 (山一証券経済研究所常務取締役)

田中英一 (公社債引受協会事務局次長)

千田博昭 (大和証券経済研究所証券調査部長)

野尻孝夫 (東京証券取引所常務理事)

野田正穂 (法政大学経営学部教授)

長谷川正名 (証券団体協議会常任委員長)

原木保平 (大和証券経済研究所証券アナリスト部長)

福園一成 (立花証券副社長)

松本重熙 (日興リサーチセンター国際投資調査部長)

森晴雄 (新日本証券調査センター取締役)

山田英雄 (野村総合研究所ニューヨーク事務所長)

目 次

1	有 価 証 券	3
2	証 券 発 行	29
3	証 券 流 通	81
4	証 券 分 析	129
5	投 資 信 託	153
6	国 際 投 資	171
7	証 券 税 制	191
8	証券会社・証券界	207
9	証券政策・その他	221
	市 場 取 引 用 語	237
	ケイ線の見方・使い方	257
	索 引	263

証券用語辞典

1 有価証券

赤字国債 一般的には国家財政の赤字，すなわち税収および政府事業の益金（わが国の専売益金など）等で歳出を賄いきれない部分を補うために中央政府（国，連邦政府など）が発行する債券。この意味では国債はすべて赤字国債である。しかしわが国では建設国債に対して赤字国債という呼び方が用いられる。第2次大戦後制定された財政法によって国の歳出を賄う財源は公債や借入金によることが禁止されている（財政法第4条第1項）が，公共事業費（および出資金及び貸付金）の財源は公債や借入金によってもよいことになっている（第1項但し書）。これを建設国債（あるいは出資国債）といい，建設国債で賄うことのできない歳出費目が税収などで賄いきれないときは財政法ではどうにもならないから，その年の予算について財政法の特例を認める法律を国会で議決してもらって，その分の赤字を埋める。これがわが国の特殊な呼び方としての赤字国債で特例国債ともいう。→建設国債

後配（あとはい）株式（deferred stock） 配当金の支払いが普通株式よりも後回しになる株式。株主にとって利益配当の請求権は優先株が一番優先し，それから普通株，後配株と順次劣後していく。しか

し優先株はしばしば無議決権株であるように議決権ではこの順序は逆になる。また優先株が通常確定配当付であるのに対して劣後株は利益金が多額のときは優先株に確定配当を支払った後多くの配当を受け取ることができる。→普通株式，優先株式

一般財源債（general obligation bond, G. O. bond） アメリカの地方債のうちのレベニュー・ボンド（revenue bond）に対するもの。レベニュー・ボンド（特定財源債あるいは特殊財源債と訳される）は州や地方自治体の特定の事業（たとえば港湾，橋梁，病院など）の支出のために発行され，その事業の収入によって元金を償還あるいは支払わなければならないが，一般財源債は発行した州や地方自治体全体の，あらゆる収入に対する優先的請求権があるので，元金金の支払いがはるかに確実である。1933年銀行法（グラス・スティーガル法）によって銀行業務と証券業務が分離された際，一般財源債については銀行に引受けその他の証券業務を認められ特殊財源債には認められていないのは，この元金金支払確実度の差と銀行預金者保護との関係である。→特殊財源債

一般事業債（industrial bond, indus-

trials) →事業債

一般担保付社債 わが国の公社・公団などの政府機関、日本航空や東北開発などの特殊会社、日本放送協会などの特殊法人(農林中央金庫など金融債を発行するものを除く)、電気事業法による電力会社や電源開発会社の発行する債券で、発行体の総財産に対して元利金の支払いについて先取(さきどり)特権(民法の規定による先取特権に次ぐ)を有するもの。ゼネモ(general mortgage)と俗称されるが、アメリカの general mortgageとは異なり、また日本の担保付社債信託法の規定に従い物上担保の付された担保付債券とも違う。企業担保に似ており、厳密には無担保債ともいえる。→担保付社債、無担保社債、企業担保付社債

インカム・ボンド(income bond) →収益社債

永久国債(perpetual bond) 前もって定められた償還期日のない国債で、無期限債ともいえる。実際に永久に償還しないことを予定して発行されるわけでもなく、議会の議決によって何時でも償還できるようになったものや、他の期限付債券と交換されたりするものがある。イギリスのコンソル債(Consols, consolidated の略)が著名。→金縁証券

SD (Schuldscheindarlehen) →債務証券貸付け

SDR 建て債(SDR denominated bond) SDR(Special Drawing Rights, IMF 特別引出権)で表示され、払込み・償還が行われる債券。国際市場における発行は元来募集国通貨建て(ロンドンでの発行ならポンド建て、ニューヨークならドル建て)となるのが当然であったが、戦後は募集国の通貨建てとなるとは限らず、また数カ国にまたがって発行されてドル建てとなるユーロダラー債や複

数通貨で発行されるものもある。→外貨建て債、円建て外債、外国債

縁故債 発行体となんらかの特別の関係のある投資家に対して発行される債券。私募債の一種。不特定多数の投資家に対して勧誘を行うことにより発行が行われる公募債の対語。株式であれば、公募に対して株主割当や第三者割当によって増資が行われるが、債券の場合は、たとえば地方債を公募する代りにその地域の地方銀行などの金融機関に対して発行したり、国鉄債を新線の通過地域の金融機関に向けて発行するなどがある。→公募、公募債、私募発行、私募債

円建て外債(yen-denominated foreign bond) 外国の政府や企業がわが国で発行する債券で、円建てとなっているもの。円で表示され、円で払い込まれ、円で償還されるから円建てで、発行体の居住国(外国)と、募集の行われる国(わが国)とが異なるから外債である。わが国の証券発行市場で、わが国の証券と一緒に外国の発行体が債券を発行するもの。引受業者など仲介業者はわが国の証券会社であるのが当然であるが、外国の証券業者でわが国の免許を受けたものも引受け、分売はできる。わが国の発行市場で発行される債券であるから、わが国の通貨である円建てとなるのが自然であるが、必ずしも表示通貨は発行の行われる国の通貨である必要はなく、東京市場でも政府の規制が緩和されればドルなど他国通貨建てで発行されることもありうる。ヨーロッパではロンドンでドル建てで発行される(ユーロダラー債)などのことは日常的に行われている。→外貨建て債、SDR 建て債、外国債

大蔵省証券(treasury bill) →政府短期証券

オープンエンド・モーゲージ(open-

end mortgage) 頭文字をとって OEM と略称されることもある。担保付債券を発行するとき、その担保物件について発行される債券が1回限りの発行によるものでなく、数回の発行が同じ担保によって行われること。後から発行される債券に対して担保が開放されているという意味で開放担保と訳される。閉鎖担保(クローズド・モーゲージまたはクローズド・エンド・モーゲージ)の対。単にオープン・モーゲージと呼ばれることも多い。わが国の開放担保はその担保物件について発行される債券の総額があらかじめ決められるから、閉鎖担保の債券の分割にすぎないともいわれる。アメリカでは後から発行できる額が確定されていないとはいえ、元利金の確実な償還のために種々の制限条項によって発行総額は實際上制限されている。→担保付社債、クローズド・エンド・モーゲージ

外貨建て債(foreign currency bond) 発行体の居住国の通貨以外の通貨で表示され、その通貨で払い込まれ、原則としてその通貨で償還される債券。本来は募集される国の通貨建て(たとえば日本の政府や企業がイギリスで外債を募集するときはポンド)であったが、近年ユーロ・ドル市場を中心に国際金融市場が発達し、募集地の通貨と必ずしも一致しない。東京で日本の発行体(内国債)や外国の発行体(外債)が募集しても必ずしも円建てになるとは限らないということもありうる。→円建て外債、SDR 建て債、外国債

外国為替資金証券 →政府短期証券

外国債(foreign bond) ある国の証券発行市場で外国の政府や企業が発行する債券。外債。外国の市場で日本の発行体が発行しても、日本の市場で外国の発行体が発行しても、その市場の国から見れば外債である。外国債に対してその市

場の国の発行体が発行するものは内国債である。→円建て外債、外貨建て債

開放担保(open mortgage) →オープン・エンド・モーゲージ

確定利付証券(fixed interest security) 発行にあたって前もって確定した利子を付することを条件として発行されている証券。株式のうち普通株、後配(あとはい)株は株主に配当をするかどうか、配当するとしても1株当たりいくらの配当をするかは、毎決算期の収益、取締役会の配当政策、株主総会の議決次第であって、前もって確定されていないから、不確定利付証券である。収益社債、利益参加社債も不確定利付証券といえることができる。これに対して、通常の債券は年に一定の期日に確定した利子率による利子が支払われるから、確定利付証券である。確定した利子は通常、債券の券面に付属した利札(クーポン, coupon)によって支払われるから、その利子率は利札の利率(クーポン・レート, coupon rate)と呼ばれるが、利札のない割引債(discount bond)でも償還価格(=通常額面価格)と発行価格の差額は発行時に購入した投資家にとっては確定利子である。株式のなかでも優先株は通常確定した配当が事前に約束されて発行されることが多く、その場合は優先株も確定利付証券である。→収益社債、収益証券、株式、上位証券、変動利付債券、優先株式、利益参加社債

額面株式(par value stock) 券面額のある株式。昭和56年商法改正前まではわが国の株式会社の資本金は必ず発行株式の券面総額であった。これに対して無額面株式では券面額がないから存在するのは株数だけであり、したがって発行総株数だけ均一に株主の地位が分割されているという以上の意味はない。第2次大

戦までの制度では、1株の額面の最低額が原則として50年と定められており、当時の分割払込制度によって設立時に全額払込みとするときに限り20円額面とすることも認められた。昭和25年の商法改正によって最低額面は500円となったが、既存の会社はそのままの額面を認められたので、昭和25年以降のわが国では500円、50円、20円の3種類の額面株式が存在する。そして500円額面の会社の株価が50円額面の会社の株価に割負けする現象が生じたために、昭和25年以降新設され500円額面となった会社は競って50円額面の零細休眠会社と合併(形式上は吸収合併され、合併後もとの商号に商号変更するという手順による)して50円額面に転換した。わが国の圧倒的多数の公開会社の額面は50円である。

株式会社発生の史的には元来額面は各株主の出資した金額であって株主ごとに異なっていたが、その後均一化され、いわゆる等額面になった。等額面化したことによって株主の地位は1株ごとに均一になり、株主相互間の力関係はその均一な額面の株式を何個もっているかにより、すなわち所有株数によってあらわすことができるようになった。この等額面化は後に時価発行、配当金の金額表示、資本組入割合の変更と結びついて額面の意義を稀薄化させるものとなった。発行価額が会社に払い込まれた後は株主の関心事は株式の時価と株数と配当金であるが、このうち株価は本来額面とは別に変動するものであり、しかも近年わが国では額面が50円であっても数百円あるいは数千円という、額面とはまったくかけ離れた株価が形成されるのがむしろ普通であり、株価との関連での額面に対する意識は薄れたといつてよい。配当金は以前額面に対する配当率として決定され、当時

はこの点で額面が計算上意識されていたが、近年配当金は配当率でなく金額で(円金表示)決定されるようになり、配当金の面でも額面との関連は切断された。昭和56年の商法改正はさらに決定的な前進を示したもので、従前額面株式は額面以下で発行することができずとともに、額面以上で発行した場合、仮に数千円で発行されても資本金に組み入れられるのは額面分だけであった。しかし改正によって資本金に組み入れられるべき金額は額面株式、無額面株式の別なく原則として発行価額の総額であり、ただ発行価額の2分の1までは資本金に組み入れずに資本準備金に組み入れてもよい(額面株式は少なくとも額面額は資本金に組み入れなければならない)ことになった。これによってわが国の増資は額面発行でない限り、額面株式であろうと無額面株式であろうと、資本金組入額は額面以上になるのが普通であることになり、額面株式の意義はほとんど名目化した。また同改正で取締役会の決議により額面株式から無額面株式への転換(およびその逆)ができることになり、一方最低額面の規定も廃止されたので額面株式のままでも株式分割が容易に行えることになったが、額面株式と無額面株式の差が実質上ほとんどなくなったのであるから、むしろ無額面に転換したほうがすっきりして株主にもわかりやすいであろう。→株式、無額面株式、株式分割、資本組入割合、資本準備金、配当の円金表示、分割払込み

額面転換社債 転換社債の転換価格が株式の額面金額であるもの。仮に株式の額面が50円であれば、転換請求によって入手する株数は、請求する転換社債の券面額を50円で除したものである(100万円であれば2万株)。当然のこととして、その会社の株式が額面株式の場合に限られ

る。額面転換の場合は、転換によって発行される株式の配当を会社の資金コストとみるとコストが高く、また株式の時価が額面より著しく高い場合は、会社が取得できたはずのプレミアムが社債保有者の手に入り、また既存株主の利益をおかすことにもなる。現在わが国では、ほとんどすべての転換社債が時価転換社債である。→転換社債、時価転換社債

株券(stock certificate, share certificate) 株主の地位あるいは権利(社員権)をあらわした有価証券。株主であるということ、あるいは株主としての権利が株券と一体化されているから、株券をもっている人が株主だと認められ、また株券を売却することによって株主という地位も譲渡される。ただし記名式の株式のときは、名義書換の手続きをすまないと譲渡が完成しない。今日わが国では、流通の便宜のため、譲渡にあたって譲渡人の署名も捺印も不必要とし、単に株券を手交すればよいが、反面、紛失・盗難の危険もふえ、株券の不所持(会社の指定した機関に預託する)・不発行の制度もできた。また流通の活発な株式について振替決済制度も普及しつつある。したがって株券の存在意義は変化しつつあるともいえる。→有価証券、債券、振替決済制度

株式(stock(米), share(英)) 株式会社の社員すなわち株主であるという地位をいう。それをあらわす有価証券が株券である。株主の地位の内容として第1に、株主は会社の出資者であり、その出資の割合に応じて会社を所有していると考えてもよい。出資は会社に対する株式発行価格の払込みという形をとり、会社に対する株主の義務は払込みで終わる。そして会社債権者に対する責任も出資額が限度である(有限責任制)。また株主は

会社の社員として株主総会に出席し、議決に参加する権利(議決権)をもつ。そして会社の利益配当請求権と残余財産配請求権をもつ。

当初、株式は均一の単位に分割されてはおらず、したがって株主の地位の強さは出資金額に比例して計算されていた。しかしその後均一の単位に分割されるようになり、単位1個すなわち1株当りの出資額(額面)は等しくなると等額面化した。またそれとともに漸次1株の額面が小さくなり、小額面化した。等額面化すると、現在のように1株の額面に株数を乗じたものが会社の資本金額となる。そして株主の地位の強さは、保有する株数に比例し、株数に応じて配当金を受け取り、株主総会での投票権をもつことになる。このように等額面化し、株式が均一の単位に分割されたことは、後に額面が意義を失う基礎をなした。時価発行により、株主の地位としては均一であるにもかかわらず、払い込まれた金額は新株発行ごとに異なるということがありうるようになり、払い込まれた金額が額面であろうと、種々の時価発行価格であろうと、株主の地位は1株当たり均一であり、また株主としての義務も責任もそれで終わることになる。そして金額のもつ意義は新株払込みで終了して、後は株数と時価だけが株主にとって意義のあるものとして残る。こうして額面を廃止した無額面株式あるいは極端に低額で名目的な額面株式があらわれてきて、それを基礎に時価発行が行われるようになった。時価発行になると、資本金は額面の総額ではなく、発行の度ごとに資本金に組み入れられた金額になる(わが国では原則として全額、ただし2分の1までは組み入れないで、資本準備金に繰り入れることができる。ただし額面株は資本金組入額を

額面以下にできない)。

株式は原則として譲渡自由である。譲渡は株券の売買という形で行われる。多数の会社の株券が売買されるようになると、そこに株式流通市場が形成される。もっとも整備された流通市場が証券取引所である。しかし近時大量の株券の売買が行われるようになると、それを合理化するため、株券をあらかじめ振替決済機関に預託しておき、株券の売買受渡しは帳簿上の振替えですませる方向に進んでいる。誰が株主であり、誰から誰へと譲渡されるという情報の管理が、エレクトロニクスの発展により確実になると、株式の保有と譲渡は株券の保管・売買という形によらなくて、登録と登録の変更という手段によることができ、株式は必ずしも株券という有価証券に化体される必要がなくなるということが考えられる。

→額面株式、無額面株式、有価証券

借換債 債券の償還期限が到来したとき、現金の純流出を避けるために発行される債券。典型的には期限の到来した債券の所有者に、その債券と引換えに新しい債券を交付して借り換える場合に新しく発行される債券が借換債であるが、それだけでなく、一般に旧債を償還するために発行される債券を含めて(つまり旧債の所有者あてに発行されるものだけでなく)借換債と呼ぶこともできる。

企業担保付社債 企業担保の付された社債。わが国では社債に付することができる物上担保は担保附社債信託法4条に列举しており、企業担保はその第14号に掲げられている。会社の特定の財産(たとえば工場財産)ではなく、会社全体の総財産を担保にするものである。昭和33年の企業担保法によって新設されたもので、一般担保と同様実質的には無担保に近く、したがって信用力のある巨大企業

の債券に限られている。→企業担保、一般担保付社債、担保付社債

既発債 既発行の債券。新発債の対。新発と既発の区別は最近発行されたばかりだというような所になく、新発債がその発行価格で応募者に購入された後はその債券を仮にその日のうちにでも市場に売却しようとするれば、その債券は生まれたばかりとはいえ既発債である。→新発債

記名株式 (registered stock) 株主名簿に株主名の記載があり、株券上にも株主名が会社の証印とともに記載されている株式。本来は株主のサインあるいは記名捺印がなければ譲渡できないが、わが国では署名も捺印も一切廃止し、手交するだけでよい。ただし名義書換手続きが必要である。わが国およびアメリカでは株式が記名式の国であり、ドイツは無記名式の国である。イギリスは記名式で配当金受領のクーポンを付したクーポン株式も多い。→無記名株式

記名社債 (registered bond) 債券の券面および社債原簿に保有者すなわち社債権者の名義が記載されている社債。譲渡には記名株式と同様名義書換の手続きが必要である。無記名社債(bearer bond)の対。わが国ではほとんどすべてが無記名であるが、登録債は登録機関に保有者名が登録されるから本券を発行しない限り実質的な記名社債である。アメリカには利子受取りのための無記名クーポンを付した記名社債もある。→無記名社債、登録債

金融債 (bank debenture) 金融機関が発行する債券。わが国では長期信用銀行法にもとづいて日本興業銀行、日本長期信用銀行、日本債券信用銀行の3行が発行するもの、外国為替銀行法にもとづいて東京銀行が発行するもの、商工組合中央金庫と農林中央金庫がそれぞれの設

立根拠法にもとづいて発行するものを意味し、住宅金融金庫など多くの政府金融機関、融資機関の発行するものは通常金融債に含めない。また外国、たとえばアメリカでは商業銀行も銀行債を発行するが、わが国では上記銀行以外の銀行その他の民間金融機関は発行しない。わが国の金融債は利子の支払形式により利付債と割引債に分かれ、期間は利付債が5年(東京銀行債のみ3年)、割引債が1年である。→利付債、割引債

金禄公債 明治政府が徳川幕藩体制から引き継いだ秩禄制度を最終的に廃止するため、明治11(1878)年以降、家禄などの強制的な奉還と引換えに華士族に交付した公債。利率は5%, 6%, 7%, 10%の4種、償還期間は30年(5年据置き)で、総額で1億7384万余円が発行された。→秩禄公債

クローズドエンド・モーゲージ(closed-end mortgage) 同一担保に対してその債券以外の他の債券は同一順位の担保権では発行できないこと。閉鎖担保と訳される。また閉鎖担保の付された債券のこと(公債や地方債に担保が付けられることはないから事実上社債に限られる)。同一順位の担保権が設定できないだけであるから、順位の劣後するもの、つまり担保を処分して元利金の優先弁済を受ける順位が後回しの債券は発行できる。わが国の担保付社債は同じ担保に対して発行できる額が始めから特定され、そのなかから同じ順位の社債が逐次分割して発行されるから、通常オープンエンドといわれるが、クローズドエンドの分割発行だということもできる。→オープンエンド・モーゲージ、担保付社債

建設国債 わが国の国債(財政法にいう公債)で、財政法4条1項但書に従って公共事業費の財源として発行されるも

の。公共事業費の範囲については毎年度国会の議決が必要で、その金額の範囲内で政府は公債を発行しまたは借入金をするができる。財政法4条によつてはこのほかに出資金と貸付金の財源としても発行でき、公共事業費とあわせて投資的な支出を賄うものと俗称され、それを根拠として発行される国債を4条債と呼んでいる。第4条によつても発行できない国債は毎年財政法の特例法をつくつて発行するほかはなく、これを特例債または赤字国債と呼んでいる。→赤字国債、国債

現物債 債券の本券、すなわち有価証券の発行されている債券。債券は原則として当然有価証券が発行されているべきではあるが、わが国では社債等登録法によるなどして、国債をはじめとして各種債券類には広範囲に本券が発行されない登録債が発行されている。登録債は主に金融機関の応募するものに対してとられる形式であるから、金融機関が最大の債券応募者であることを考えると、現物債のほうが発行額が小さいことになる。現物債は金融機関以外の個人・事業会社によつて消化されるものと考えることができる。また登録債は売却するときなどに本券請求によつて有価証券が発行されれば現物債になる。→登録債

公共債(public debt securities) 広義には国債、地方債、公社・公団・公庫・事業団・特殊会社等の政府関係機関の発行する債券。証券市場では通常公募債だけが対象になるから、国債、公募地方債、政府保証債だけをさしていることもある。厳密に使用されている用語ではない。→国債、地方債、政府保証債

公債(government bond) 狭義には国債のこと。わが国では財政法にいう国の予算の歳出を賄う財源として発行

される債券を公債と呼んでいる。地方公共団体が発行するものを地方財政法で地方債と呼んでいるのに対応する。広義には公債は国債と地方債を含む。公社債と呼ぶときにその意味が公債と社債ということであればその公債は広義の公債である。民間で債券を発行できるものは基本的には株式会社だけであり、その発行するものが社債であるから、広義の公債と社債をあわせて公社債といえば債券と同義語になる。しかし現代経済では政府の役割がきわめて大きく、それぞれ特別の法律によって設立された政府関係機関(わが国では公社、公団、公庫、事業団など)、特殊法人、特殊の株式会社が多数存在する。政府関係機関は事実上政府の一部であり、最広義には政府関係機関の発行する債券も公債に含めてもよいであろう。公債と社債の境界線は今日でははっきりしなくなっているともいえる。→国債、地方債、公社債、公共債

公社債 ①(public corporation bond) 公社の発行する債券。俗に3公社と呼ばれるもののうち厳密には日本国有鉄道は公社という名称が付されておらず、また日本専売公社は多額の専売益金をあげていて債券を発行する必要がないから公社債を発行するのは日本電信電話公社だけとなるが、公社債というときは日本国有鉄道の発行する鉄道債券と日本電信電話公社の発行する電信電話債券がそれに当たる。また政府がその事業の一部を、直接営む形をとらず別個の組織をつくって営むものは公社のほか公団、公庫、事業団など多数あり、かつては公社・公団・公庫債という呼称も用いられたが、今日では上記の事業団のほか基金、機構という名称のものもあってきわめて多様なものがあり、かつ債券を発行している。これら政府関係機関は日本航空株式

会社などの特殊会社を含めてそれぞれの設立根拠法によって設立され、そのなかで債券を発行しうること、その債券の発行限度、担保に関する事項等が規定されている(日本国有鉄道法、日本電信電話公社法、その他)。

②(bond) 公債と社債。債券と同じ。公社債の2つの意義はきわめてまぎらわしく誤解を生じる。公債および社債の総称としていうときは公社債というより債券と称したほうがよい。しかし現実には公社債市場、公社債売買高というように公社債という語が債券一般を意味する用語として一般的に使用されており、証券会社の団体名としても公社債引受協会という呼称が用いられている。→債券、公債、社債、公社債引受協会

合同社債 複数の会社が合同して発行する社債。わが国では担保附社債信託法32条に社債の合同発行に関する規定があるが、社債の一般的な根拠法規である商法には何も規定はなく、實際上発行が困難で発行されることはない。単独で社債を発行することの困難な中小規模の会社のためには大銀行がそれに代わって自己の信用力で債券を発行し、それを資金を必要とする会社に貸し付けるというのが金融債の理念の1つであるが、これが事実上合同社債の機能を果たすという考え方もある。→金融債

交付公債 資金調達のために発行される公債ではなく、年金の授与、特権廃止の代償、物的財産収納の代償などとして交付される公債。わが国では明治維新のときに封建制下の藩主や家臣、公卿などに与えた秩禄公債や金禄公債が典型的な交付公債である。イギリスのコンソル公債(the Consols)は年金的なもの等を統合した交付公債でかつ永久債である。→金禄公債、秩禄公債

公募債 主として証券業者の引受けによって不特定多数の投資家に購入を勧誘して発行される債券（最終的に購入した投資家は少数、極端に言えば1人でもよい）。私募債の対。不特定多数とはどのくらいの数が基準になるのかが問題で（わが国では現在50名程度とされている）、本来公募と私募とを区別するのは厳密には困難である。アメリカの1933年証券法は投資家保護のために株式・社債等の会社証券を公募するにあたって登録(registration, わが国の証券取引法では「届出」)することを要求したが、その結果、日時、手数、費用がかさんだため公募の形をとらず特定少数の投資家に呼びかける私募の形式をとろうとする会社が多くあらわれた。このため公募と認めて登録を要求されるものとそうでないものをどこで区別するかについて多数の論議と紛争が発生した。社債の場合は、実際上は登録(届出)をして証券業者が引き受けて売りさばくものが公募債であるといえるが、公共債は登録(届出)が要求されず、また必ずしも引き受けて売りさばかれるとも限らないので、一般に区分はむずかしい。わが国では、国債の大部分、政府関係機関の債券のうちで政府保証債、地方債のうちで公募団体に指定された大地方公共団体の発行する債券の大部分および社債のほとんどが公募債である。→私募債

国債(government bond) 国の発行する債券。アメリカやドイツのような連邦国家では連邦政府の発行する連邦債が国債に当たる。州債(state bond)や地方債(local government bond)あるいは自治体債(municipal bond)に対して中央政府の債券である。わが国では財政法4条にいう公債が国債で、財政法と財政法の特例法にもとづいて国の歳出を賄

う財源として発行されるものをいう。その会計年度の最終的な歳出の財源としてではなく、税金や公債発行代金が入ってくるまでの一時的な資金繰りのために発行されるもの(大蔵省証券)および外国為替資金特別会計や食糧管理特別会計の資金繰りのために発行されるもの(外国為替資金証券、食糧証券)は短期国債と俗称されたこともあったが、これらは政府短期証券と呼ばれ、国債とは区別される。国債のうち財政法4条にもとづいて発行されるものを4条債、特例法にもとづいて発行されるものを特例債または赤字国債と呼ばれる。しかし租税・印紙収入や専売益金などの収入、つまり公債や借入金以外の収入では賄いきれない歳出は国の財政としてはその分だけ赤字なのであり、4条債、特例債の区別なく本質は赤字国債である。4条債のうち公共事業費の財源とされるものを建設国債、出資金の財源とされるものを出資国債という。このほか歳出の財源ではなく、なんらかの理由で金銭の収入なしに交付されるものを交付国債という。

わが国の国債の期間はもと10年だけであったが、現在では5年以下の中期国債が発行されており、また1年ないしそれ未満の短期国債も発行される。5年物は割引、その他の中期国債は利付である。わが国では財政法4条で国債発行は原則として禁止され、同条但し書で公共事業費、出資金および貸付金の財源としてだけ発行することが許されているが、昭和40年までは出資国債と財政法の禁止の対象とならない(歳出の財源でない)交付国債しか発行されていなかったため、発行額が僅少であった。昭和40会計年度の終りに特例国債が発行され、続いて41年度から建設国債が発行されはじめてから、今日では国債発行額は財政の恒常的